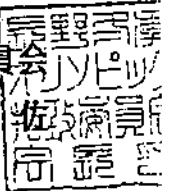


63長才第85号  
昭和63年5月7日

長野県教育委員会  
教育長 村山 正 様

長野冬季オリンピック招致委員会  
会 長 塚 田



昭和63年度長野冬季オリンピック招致委員会  
交付金交付申請書

このことについて、下記のとおり交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 99,000,000円
- 2 添附書類 (1) 昭和63年度長野冬季オリンピック招致委員会総会資料
- 3 振込先 八十二銀行長野市役所支店  
普通預金 78053  
口座名義 長野冬季オリンピック招致委員会  
会 長 塚 田 佐

中2案)

63 教体第 号  
昭和 63 年 5 月 19 日

## 長野冬季オリンピック招致委員会

会長 塚田 佐 殿

教育長

昭和 63 年度長野冬季オリンピック招致委員会  
交付金の交付について（通知）

昭和 63 年 5 月 7 日付 63 長才第 85 号で申請のありましたこの事業について、下記のとおり交付します。

## 記

- 1 交付金の額 99,000,000 円
- 2 支払方法及び交付時期
 

昭和 63 年 5 月 19 日（木）	30,000,000 円
昭和 63 年 10 月 6 日（木）	39,000,000 円
昭和 64 年 1 月 6 日（木）	30,000,000 円
- 3 交付の条件
  - (1) 事業完了後、速やかに補助金等交付規則（昭和 34 年 3 月 23 日長野県規則第 9 号）第 12 条による実績報告書等を提出すること。
  - (2) この交付金に係る経理については、その収支の内容を明らかにする証拠書類を整備しかつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。

(単位：円)

6.3.4

3 主な国内競技大会等に対する援助実績一覧表 (平成元年度以降)

年度	大会名	補助事業主体	日程・場所・内容等	総事業費	負担区			補助条件
					県	市町村	その他	
3	第12回北信越国体実行委員会	第12回北信越国体実行委員会	3. 8. 23~25 取組 様数30組・3,200人	20,958,015	6,400,000	—	日林町総経費 14,558,015	証拠書類の整備及び5年間保存
3	第12回北信越国体施設整備事業	アマチュアボクシング連盟以下8競技団体	出雲県立体育館(1000坪)の改修工事	19,936,000	19,936,000	—	—	実績報告書の提出 証拠書類の整備
2	第46回国体特選対一組選・7人制サッカー組選競技大会	第46回国体特選対一組選・7人制サッカー組選競技大会	3. 1. 27~30 取組 国体特選・45歳・2,160人	197,346,000	181,802,000	—	取組費・取組経費 15,544,000	—
2	第46回国体特選対一組選・7人制サッカー組選競技大会	第46回国体特選対一組選・7人制サッカー組選競技大会	3. 1. 27~30 取組 国体特選・45歳・2,160人	97,120,000	20,400,000	取組費 70,000,000	取組費・取組経費 6,720,000	—
元	第46回国体特選対一組選・7人制サッカー組選競技大会	第46回国体特選対一組選・7人制サッカー組選競技大会	3. 1. 27~30 取組 国体特選・45歳・2,160人	17,452,146	17,235,000	—	取組費 217,146	証拠書類の整備及び5年間保存
元	国際サッカー、長野県サッカー、長野県実業委員会	国際サッカー、長野県サッカー、長野県実業委員会	2. 2. 23~3. 9 山内地区 総数 27組・219人	30,150,258	30,000,000	—	取組費 150,258	—

年度	大会名	(事業主体)	(果)			(事業主体)	(その他)	(市町村)	(総事業費)	条件なし
			県	市町村	その他					
5	NTT杯サッカー選手権大会	NTT杯サッカー選手権大会	5. 10. 31 取組 選手権大会・60人	5,181,000	2,000,000	—	—	—	—	
5	第2回SBC杯白鳥ラージヒル大会	白鳥ラージヒル大会実行委員会	6. 2. 11 取組 選手権大会・65人	15,991,000	3,000,000	2,000,000	取組費 10,991,000	—	—	
4	第6回全日本学生スキー選手権大会	第6回全日本学生スキー選手権大会実行委員会	5. 1. 10~15 取組 選手権大会・3,843人	22,380,930	3,000,000	3,000,000	取組費 16,380,930	—	—	
3	宝くじスポーツフェア	宝くじスポーツフェア実行委員会	3. 9. 22 取組 選手権大会・7,000人	7,304,388	2,500,000	取組費 4,500,000	取組費 304,388	—	—	
2	イベント「手をつなぎ長野に呼ぼう」に呼ぼう冬季5輪	手をつなぎ長野に呼ぼう冬季5輪実行委員会	2. 9. 15 取組 入場・出場者・85,800人	18,200,000	35,000,000	—	取組費 14,700,000	—	—	

期 16:00 - 17:30 吉田氏と打合せ  
(ホリ川 二つぎや) 3/25

## 概 要

4月27日(水) 13:30~16:00 検察庁 第八検事室  
鑑検事、事務官の2名

- 1 吉田氏の経歴  
県での役職、招致委員会・組織委員会での役職  
県を退職した時期、給料の支給方法
- 2 招致委員会の組織等について(招致報告書を保有していた)  
招致の歴史  
  
旧招致委員会と拡大招致委員会の違い……………(この説明に時間を要した)  
  
拡大招致委員会の具体的な組織と事務処理について  
①実行委員会と常任実行委員会  
②重要な問題については事務局で立案し、常任実行委員会へ諮った。  
③実際の事務処理は事務局で行った
- 3 事務局の組織について  
招致報告書の最後にある名簿により、どこの人  
……各人の出身を県、市町村、商工会議所、八十二銀行というように説明  
  
人件費は……給料は派遣元、超勤は招致委員会  
  
プロパーはどんな人……主に女子職員、派遣元のない職員
- 4 招致活動について  
I O C委員 62人来たが  
……中には、長野で雪が降るか心配している委員もいた。  
「ナガノ」と発音できない人もいた。  
長野を知らない人に現場を見てもらったりした。  
そのとき、遠くから来た人に日本の文化を知ってもらうために、日本食を食べてもらうことはした。  
  
渉外費10億円かかっているが、広報費も7億円かかっており、これはパンフレットも英語、仏語の2種類作る必要があったためなどである。  
(渉外費だけが突出したものではない)
- 5 収入支出について  
(1)収入  
交付金と補助金の違いについて……具体的には良く分からない  
交付金の例はあるか……県の予算説明書を見れば分かる  
その予算説明書は誰でも見れるか……県庁の情報コーナーへ行けば見れる

交付金の中に寄付金が含まれていると聞いた

……その寄付金は、一般寄付であり、指定寄付ではない

この分も交付金に入っているかもしれないが、そっくりそのまま充当されたものではない

市町村の負担について……各市町村は負担金を、確か長野市が2億円と記憶

寄付金……特定公益増進法人である日本体育協会の協力により、招致委員会へ入った寄付金

雑収入……友の会の会費 バッチの原価を差し引いて 350円/個ぐらいと記憶  
その他預金利子

## (2) 支出

費目ごとに説明

10月4日の解散総会までで218百万円が剰余金となった

その後の清算（総会経費、報告書送料、利子収入等）により最終的に214百万円を組織委員会へ寄付

## 6 会計処理について

経理担当は……総務課で担当、どの部分が誰というのは不明

予算の作成は……予算案は各課で積み上げ、全体をまとめて総会で決定

会計帳簿とはどんなものか

……市販の月日、金額、適用欄のあるものを使用

(コクヨのパンフレットを持ってきてどれと聞かれ、似ているものを示したらそこに付箋を張っていた)

会計帳簿等の書類は常任委員会にかけるのか

……かけていない、たとえば旅費等については支出何により局長が決裁

書類はどんな状態であったのか

……バインダーにつづり書庫へ入れてあった

その書庫はどこか場所の図面を書け

……書いて説明、カウンターの下のロッカーに入れてあった

具体的にどのへんのロッカーか

……消耗品の入ったロッカーもあり具体的には分からないが、総務課の近くのロッカー

どの様に綴ったか

……費目ごと、日毎に綴った

支出は分冊、収入は1冊ぐらいだったと思う

(何冊あったかとは聞かなかった)

その年度が終わったらどこへ保管したのか

…監査が終われば、隅の方の書庫へ入れた

監査の方法は

…事前監査を八十二銀行の職員が一件一件行い、本監査は委員に長野に来てもらい、通帳、帳簿などの書類を見てもらった  
この人の出張命令を見せて、この人の来た時の支出の内訳等抽出で聞かれた  
最終的に、サインをし、押印してもらっている

清算に要した経費の監査については、書類も少なかったので、担当が全部の書類を持って、出かけて行って持ち回りでみてもらった  
監査の後、総会で承認を得て完結した

清算終わってからどうした

…一切終わったので全部ダンボールに詰めた  
長野市に保管を頼むように指示したが、誰に指示したか良く覚えていないが、多分総務課の職員だと思う

その時どこに置いた

…エレベーターホールのところに積んであった（2段ぐらい）

その後どうなった

…段々職員の数も減って行き、<sup>10</sup>12月1日には市のオリンピック局が設置されて、場所的に押されて、狭くなって来た  
そういう時に、ダンボールも徐々に片づけられたのでは

組織委員会になって婦人会館へ移った時には無かった  
5年保存の書類であり、市役所の倉庫にあると思っていた  
調査嘱託の結果、長野市に保管されていないことが判明し、驚いた  
無いことについては、当時事務局長であった私の責任ですので申し訳ない、と謝った

誰が知っている、誰に聞けば分かるか

…分からない

増田総務部長や稲玉総務課長に聞けば分かるか

…分かるかどうか

## 7 その他

何か言いたいことがあれば

…当時の招致委員会にいた職員は、何も心にやましいことが無く、自信を持って事務を進めて来た  
そういう中で招致に成功したことを今でもみんな誇りに思っている

オリンピック招致委員会交付金に係る公文書公開請求の経過

年月日	事項	請求者	請求先	請求内容	記録(公開)区分	公開内容
2. 2. 26	公開請求	長野市小森組443-1 江沢正雄 他10名	長野県教育委員会 長野県知事	1. オリンピック招致委員会への交付金の支出総額書等一切。 2. フリースタイルワールドカップ実行委員会への補助金の支出総額書等一切。 3. オリンピック招致委員会の平成2年2月26日までの総取費のうちわり。	写の交付	—
2. 3. 12	公開決定		長野県教育委員会	—	—	—
2. 3. 15	公開	江沢正雄 他10名	長野県教育センター 13:00~	—	写の交付	1. オリンピック招致委員会への交付金の支出総額書等一切。 (1) 昭和62年度長野冬季オリンピック招致委員会交付金の交付について (2) 昭和62年度長野冬季オリンピック招致委員会招致活動事業実績について(報告) (3) 支出内訳高次簿書 (4) 昭和63年度長野冬季オリンピック招致委員会交付金の内示について (5) 昭和63年度長野冬季オリンピック招致委員会交付金の交付について (6) 昭和63年度長野冬季オリンピック招致委員会事業実績について (7) 支出内訳高次簿書 (8) 平成元年長野冬季オリンピック招致委員会交付金の内示について (9) 平成元年長野冬季オリンピック招致委員会交付金の交付について (10) 支出内訳高次簿書 2. フリースタイルワールドカップ実行委員会への補助金の支出総額書等一切。 (1) 平成元年長野社会体育振興事業補助金(フリースタイルスキー 90FIS7ワールドカップ長野大会)の内示について (2) 平成元年長野社会体育振興事業(フリースタイルスキー 90FIS7ワールドカップ長野大会)補助金の交付決定について (3) 支出内訳高次簿書
3. 8. 29	公開請求	長野市小森組443-1 江沢正雄 他19名	長野県知事	1. オリンピック招致委員会の招致活動費の収入、支出及び内訳。(昭和63年度~平成2年度) 2. 長野オリンピック施設等の業務の内容及び人員と予算(設立時~現在) 3. オリンピック招致委員会に歳入又は支出したお金の使途の内訳。(昭和63年度~平成2年度) 4. 知事のパーミナムへの出張経費及び交際費。	写の交付	—
3. 9. 13	公開決定		長野県知事 長野県教育委員会	—	—	—
3. 9. 17	公開	江沢正雄 他19名	長野県教育センター 13:00~	—	写の交付	1. オリンピック招致委員会の招致活動費の収入、支出及び内訳。(昭和63年度~平成2年度) 不存在 2. 長野オリンピック施設等の業務の内容及び人員と予算(設立時~現在) (1) 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の設置に関する規則 (2) 平成元年2月長野県議会定例会予算説明書 (3) 平成2年2月長野県議会定例会予算説明書 (4) 平成2年9月長野県議会定例会予算説明書 (5) 平成3年2月長野県議会定例会予算説明書 3. オリンピック招致委員会に歳入又は支出したお金の使途の内訳。(昭和63年度~平成2年度) 不存在 4. 知事のパーミナムへの出張経費及び交際費。 (1) 旅行命令書(知事内部分) (2) 旅行命令書(知事内部分) (3) スーツケース等の積り上げについて

住民監査請求に係る打合せ会議

平成4年6月17日 9:30~
於：長野県婦人会館会議室
出席 オリンピック課 人事課
財政課 税務課 会計課
出納課 組織委員会
監査委員事務局、体育課

平成4年6月10日付で提出、収められた「長野県職員に関する措置請求書」の内容について
の関係各課担当者による打合せ。

オリンピック課：当該住民監査請求に係る関係各課の意見交換の場とした。

監査委員事務局：請求後60日以内に監査の実施、請求内容についての決定をしなければなら
ないことから、6月県会の対応考案したいところであるが、今後関係各課との
とアライン等も予定しておりよりよろしく願いたい。
なお、16日に新たな事実証明書類(23号証~25号証)が提出されたの
で追加する。

- 23号・・・招致委員会自然保護専門委員会報告書
24号・・・議事録
25号・・・光文社刊「黒い輪」
今後の日程等・・・別紙1

◎請求の理由1関係 県からの交付金について、招致委員会が収入、支出の内訳を明らかにしな
いことは「補助金等交付規則」に違反する。

- 交付金について
基本的考え方 — 交付金：オリンピック招致事業は県の事業であり、中心業務を担う招
致委員会に対する経費は県事業の一部に対するものと解する。
招致委員会：関係都市、県、政府機関、国会、JOC等を構成員とし、
予算については、県、関係都市からの分担金を中心として
その他の経費をもって充てる。任意団体。
スポーツ振興は重要な県の施策の一つであり、オリンピック招致は振興の一環である。
したがって、事業効果(オリンピックの招致決定)は直接県に帰属するものであり、補助
金等交付規則という反対給付があることから、補助金等には該当せず同規則の適用外である。
[体育課] 別紙2
●実際の交付事務手続からは、同規則の対象ではないとの判断は難しい。
[会計課] 別紙3
●事務処理そのものは、形式的に同規則の手順にならったものである。
[体育課]

- 自治省見解：「反対給付があった」だけでは判断が難しい。
具体的な反対給付の内容はなにか。
●公益目的が明確であり、それに基づいて交付したという根拠(交付要綱等)がない。
●交付の内容が公共の目的をもって行っていることが、実態も含めて説明できるものであれば問
題ない。
●組織の構成員による応分の負担であれば「負担金」が相当。(長野市等は負担金)
●交付金の性格そのものが不明確。

[監査委員事務局] 別紙4以下共通
●県の事業であるとの根拠が弱い。人的流れに着目すれば、県から派遣された職員は、長野市
長から招致業務に関する辞令を受けている。これは市の事業となるのではないか。
[組織委員会]

- 県議会で招致決議も根拠としては弱い。
過去の公文書公開請求時において、県の事業ではなく、したがって詳細な収入、支出関係書
類は存在しない旨の考え方を示した時期もあった。
●あくまでも、県の重要施策としてのスポーツ振興策の一部であり、当然県の事業であるとの
考え方はどうか。

◎請求の理由2関係 招致活動はJOCの投票に「賭ける」不確か、不透明な活動であり、これ
に対する公費の支出は違法。

- 請求人側は「地方自治法」違反との考え方のようであるが、要約は現時点では明確でない。
[監査委員事務局]
●温泉採掘などとも共通する。リスクのあるものへの公金支出は違法との考え方はおかしい。
[財政課等]
●特に問題はないと思われる。

◎請求の理由3関係 当初予算に比較して膨れ上がった招致活動費に対して、公金を支出し続け
たことは不当、または違法。

- 当初の招致活動予算5億円・・・昭和63年に長野市から発行された開拓振興計画書による。
●名古屋五輪活動費3千万円・・・中日新聞からの情報らしい。算定の仕方によっては2億円
との計算もできる。また、当時は6億円という報道がなされている事実もある。
[組織委員会]
●自治省の見解で、合理的な理由があればよいとされており、特に問題とはならないと考えら
れる。なお、これに係る事実証明書は提出されていない。(6月17日現在)
[監査委員事務局]



● 競技場内における集会の非禁などの安全確保は当然の管理責任であり、憲法違反にはならず、当然非教育的行為でもない。

[組織委員会等] 別紙7

● 問題なし。

全体的に請求者側の意図についての疑問点が多いが、事実証明書の提出については現在も統一しており、今後明確になる部分もあると思われる。

[監査委員事務局]

オリμπピック招致は県の事業であり、招致委員会への交付金としての経費負担は適当。

との認識で関係各課の意思統一をしたい。  
この基本的認識の理論的裏付けを関係各課で検討願いたい。  
請求者側の考えは、監査後の住民訴訟を想定していることは明らかであり、それに耐えうる十分な理論武装が必要である。今後このような会議を開催することは時間的に難しいが、関係各課の連携を密に協力をお願いしたい。

[オリμπピック課]

◎請求の理由4 関係 招致委員会への寄付金に係る同委員会への課税がなされていない。また、県内外の企業から県に対して寄付がなされ、それを財源として招致委員会へ交付金が支出されたことは、県が同委員会及び企業の脱税を教唆、補助した疑いがある。

● 企業から県に対してなされる寄付金は、法人税法上金額相殺金算入となり非課税。  
● 招致委員会は人格のない社団等と考えられるが、この場合は収益事業でなければ法人税課税の対象とはならない。

● 県スポーツ振興協力を通じての寄付金は、広く長野県のスポーツ振興のために受入れているものであり、招致委員会への交付金については全て一般財源で対応している。  
(しかし、知事等においては、交付金は寄付金等により賄われている旨の議会答弁がなされている。)

● 自治省見解では、寄付による歳入と一般財源での歳出は切り離されると考えられ、不当性はない。また、脱税部分については監査対象としてはなまじない事項であるとのこと。  
[オリμπピック課]  
[監査委員事務局]

◎請求の理由5 関係 IOC通過に違反した通達の接待は公金の乱費であり、これらに関与した県職員は地方公務員法に違反。

● IOC通過・・・「レセプション等は行っってはならない。会場を設営等しての個別の接待はダメ。招致各国への訪問は1回とし、滞在は3日以内とする。おみやげ等については、200USドル以内とする。」  
[組織委員会] 別紙6

● 「職完」の県職員の関与との言い方もあるが、全て「派遣」となっている。  
[オリμπピック課]

◎請求の理由6 関係 招致委員会がIOCに提出した回答の一部の記述「大会期間中各競技場内で政治集会やデモは行われなことを保証する」は、憲法第21条（集会、表現の自由）に違反し、このような非教育的行為を為す同委員会に県の教育費から公金を支出することは違法。

住民監査請求にかかるとる照会事項

届取年月日 4・6・11

届取の相手 自治省行政課

高橋係長 須江事務官

届取者 塚田 村田

1 支出の内訳を明らかにしない等の疑義が県補助金等交付規則に違反するとして、招致委員会への交付金は県事業の一部に対するものと考えられるので、県に対して反対給付があると解される本交付金については、同規則の適用がなく、違反にならないと思うかどうか。

— 自治省としては判断が難しい。長野県で判断してほしい。次の点から、「反対給付があった」のみでは弱い。

- ・ 反対給付には、何があるか。理屈が立つか。
- ・ 公益目的がはっきりしていて、それに基づいて交付したという根拠(〇〇交付要綱)がない。
- ・ 交付金の考え方が途中で変わっている。(請求人に同一文書を開示している。)
- ・ 長野市等の3市町村は、負担金である。
- ・ 招致委の解散の際、剰余金を県に返還しないで寄付しているが、交付の際にこの条件を明確にしていけない。

いずれにしても交付金の性格について、交付してしまえば終わりが、最後に精算しなければならぬものか詰めてほしい。

2 県の事業の一部であるオリンピック招致事業を招致委員会で行うため交付金を交付するもので、予算措置のみでも交付金を交付できるものと解している。したがって、補助金交付のような一連の手続きは行っていない、交付金の支出のみである。この場合、法242条2項の期間の起算点は、交付金を支出した日と考えるかどうか。

— 交付金の性格によってはいける。(前記1をクリアーした場合)契約上反対給付を決めていけばよいが、そうでないと負担的になってしまうので、補助金交付規則に該当してきているのでは。答えが出たら、もう一度自治省に相談してほしい。

二 長野に決定するか否か不確実な招致活動を行った招致委員会(任意団体)に対して公費を支出したことは、法的に問題があるか。

— 当該事業が、公益性があったか確認できれば違法でない。

三 当初予算に比べ4倍近くになった活動費に、県は交付金を支出したが、法的に問題があるか。

— 議会で議決されている予算であるし、合理的な理由があればよい。

四 県は、一般寄付金(県内企業)を県スポーツ振興協会から寄付を受けしたが、交付金は一般財源で支出した。この場合、不当な公金の支出に該当しないと思うかどうか。また、脱税の教唆、補助も監査対象外ではないか。

— 一般寄付金であるので、寄付による歳入と一般財源での歳出は、切り離されると考えられるので(トンネルではない)、不当性はない。脱税部分は、一般的に言えなければならぬ事項である。

五 過度な接待は、不当な公金の支出であると主張しているが、判断基準について、なにか参考になるような事例等があれば御教示願いたい。招致委員会に出向をしていた県職員の当該行為は、地公法違反となるか。

— 過度な接待は、何をとらえて請求しているのか、具体的な例がないと対象にならない。判例等を参考に、性格や社会通念上での判断をすれば、ある程度の線が出ると思う。地公法との関係は、公務員課に照会されたい。上尾市の例もある。

六 招致委員会が、IOCに回答した記述に違法違反があるからといって当該委員会に交付金を交付したことが、不当な公金の支出に当たるか。

— その理由をもって、不当な支出は当たらないと思う。

年月日 平成4年7月20日

聴取先 自治省行政課

高橋係長 須江事務官

聴取者 宮沢次長 村田主任調査員

- 1 交付金について、法292条2項の期間の起算点は、当該行為のあった日（公金の支出日）でよいか。

—— お見込みのとおり

- 2 住民監査請求の請求期間1年を超えることを理由として、却下の結論を出そうとする支出金について、決算審査では、審査対象としてこれから実施するが、矛盾しないか。

—— それぞれ別の行為であるので、矛盾しない。

- 3 招致委への交付金については、オリンピック招致事業が県の事務の一部であり、その招致推進業務を招致委に委ね、業務の所要経費を交付金として支出したものであり、反対給付があるものとして事務処理は、補助金等交付規則によらなかったが、この判断についてはどうか。

—— 長野県が考えたいとしていることは分かるが、自治省としては、交付条件が明確でないし、類似の判例がないので、判断は難しい。

委託の概念があるとすれば、それなりの契約を結ぶはずであり、反対給付も明確にあるはずである。

補助金であっても、公益目的に沿って交付しているのだから、広い意味では反対給付があるといえることになる。

裁判となった場合はつらいので、反対給付を特定しておく必要がある。公益性の必要だけでは、法232条の2にある補助金と同じになってしまうので、県の事務であって成果物として何が残ったのか明確にしておく必要がある。推進活動だけで反対給付だというのは難しいであろう。

また、交付にあたり通常行なうべき所定の手続きによらないのは、一般的に考えろと、なぜこれでよいのか疑問を抱く。

支出し放しは考えられない。県の事務だといっても、実施主体が県とは別の団体が行なっているのだから、どう使われたか把握していないとすればおかしい。

いづれにしても県として判断した方針については、事務処理のうえでも一貫性が必要である。

招致委員会への交付金についての考え方

1 招致推進事務の性格

地方自治法第2条別表第1の「都道府県が処理しなければならない事務」として、「スポーツ振興法の定めるところにより、スポーツの振興に關する計画を定める等、スポーツの振興に必要な事務を行うこと」としており、スポーツ振興法第14条には「国及び地方公共団体は、我が国のスポーツの水準を國際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。このスポーツ振興法は文部省所管の法律であり、文部省の組織において、体育課、競技スポーツ課等をもってその推進を図っているところである。

したがって、果敢委員会が従来より推進している各種団体のスポーツ行事の奨励、國民体育大会等の全國的大会の誘致や開催、そして國際的なスポーツ大会の誘致や開催に支援なり主体として推進してきたところである。このオリンピック招致は、その延長線上での最大級のイベントであり、その招致が成功すればスポーツ振興という行政目的は大きく前進することから、行政の行う事務の一環として位置付けている。

2 招致委員会に対する県の立場

オリンピックの招致は半世紀にわたる県民の懇願であった。その過去2回の県内で立候補の経過を見ると、県内の数か所から立候補があり調整がつかず、県内において招致を争うという状況となり、岡内候補都市になれないという悪い結果を招いた。このことにより、今回の招致にあたり県のリーダーシップを求めると出てきた。オリンピックという最大級のスポーツ大会を開催するには、競技会場地の問題、それに伴う輸送、宿泊の問題、これらは1市のみで対応できるものではないので、県においては広域的視野に立った調整と、その主体性が不可欠との判断から、県のレベルでのオリンピック招致の関与が必要となった。

これらの状況を踏まえ県議会は、昭和60年3月、62年3月、63年3月と県民の懇意のもとに招致決議をしており、各市町村議会においても同様の招致決議がなされた。

このように招致活動は、県民個人としてできること、法人としてできること、団体としてできること、全ての結果の結集として行われたものであり、当然県においては県としてできることを、人的、物的のみならず、県の財政上許される範囲内において主体性をもって取り組んだものである。

3 交付金の性格

本交付金は、県自らの施策目標である「オリンピック招致」を、同じ目的をもって市町村、各種団体等が集まり設立された招致委員会に対し、一定の行政上の必要性から県の主体により交付金として交付したものであり、補助金等交付規則に基づく支出ではないものと考えている。

補助金等交付規則の2条に規定されている補助金等とは、「県からの交付に対し、これに相当する事業等の成果すなわち利益効果が直接県に帰属しないものであり、助成的な性格を有するものである。」となっており、オリンピック招致そのものは招致委員会に利益効果をもたらすものではなく、行政施策として掲げている県の成果であり、県に利益効果をもたらすものと理解して支障がないと考え、補助金等交付規則の対象外経費であると考えている。

(参考)

補助金等交付規則第2条第1項

この規則で「補助金等」とは、県が交付する次の各号の一に該当するものをいう。

- 1 補助金
- 2 負担金（県に相当の反対給付のないものをいう。）
- 3 利子補給金（元利補給金を含む。）
- 4 その他相当の反対給付を受けない給付金

補助金等交付規則の適用範囲（第2条関係）

第4号の「その他相当の反対給付を受けない給付金」とは、県からの交付に対し、これに相当する事業等の成果すなわち利益効果が直接県に帰属しないものであり、たとえは次に掲げる助成的な性格を有するものをいうのである。

- 1 奨励金
- 2 交付金
- 3 助成金
- 4 委託費で事業成果が県に帰属しないもの。

長野地裁日記第二二、六八四号

平成五年一月一二日

長野地方裁判所民事部

裁判長裁判官 前 島 勝



長野県

代表者 知事 殿

調査嘱託書

原告 吉澤 武 外五六名

被告 吉村 午良 外三名

右当事者間の当庁平成四年(岡)第五号損害賠償請求事件について、左記の事項を御調査の上、平成五年一月一五日までに書面で御回報くださるよう嘱託します。

おつて、書面の送付料として郵便切手四三二円分を同封します。

記

調査事項

- 一 長野冬季オリンピック招致委員会の会計帳簿及び帳票の保存、保管の有無について
- 二 右の会計帳簿及び帳票を保存、保管していない場合は、右の会計帳簿及び帳票の保存、保管場所は、どこか。

以上

5才第23号  
平成5年12月15日

長野地方裁判所民事部  
裁判長裁判官 前 島 勝 三 殿

長野県知事  
吉 村 午 良

調査囑託について (回答)

平成5年11月12日付長野地裁日記第12648号で囑託のありました標記の件につきましては、下記のとおりです。

記

- 1 長野冬季オリンピック招致委員会の会計帳簿及び帳票については、保存、保管をしておりません。
- 2 同会計帳簿及び帳票の保存、保管場所については承知しておりません。

## 帳簿問題に関する告発事件に関する長野地方検察庁記者会見

MJ08

平成7年3月28日午前11時  
 長野地方検察庁3階  
 大霜次席検事（保倉検事同席）

## 1 結論

本件事実は、刑法258条の公用文書毀棄罪の構成要件該当性が無く、不起訴処分とする。

## 2 事実認定

本件帳簿は、招致委員会解散後、長野市役所第2庁舎8階倉庫に段ボールに入れて平成4年3月30日まで保管されていたが、当時、招致委員会内には監査終了後に帳簿を廃棄するという認識があり、組織委員会の婦人会館への移転時に不要なものとして廃棄されたものと思われる。

なお、知事、市長がこの廃棄に関与した事実は認められない。

## 3 法的解釈

## (1) 招致委員会は公務所か。

招致委員会は権利能力なき社団であり、招致事務という公務とは別個の事務を行う任意団体である。そこに勤務する職員も公務員ではなく、また組織委員会のような特別法もないのでみなし公務員でもない。解散後、清算終了までについても、同様に解される所であり、招致委員会は公務所ではない。

## (2) 本件帳簿は公用文書か。

まず、招致委員会が公務所でないので、この意味で公用文書ではない。ただ、公務所外で保管されるものであっても公務所の用に供する文書もあり、本件の証拠書の5年保存の交付条件が問題となるが、同条件は交付金交付の時点では招致事務がいつ完了するのか予想しがたいことから便宜的に補助金の例に倣って付されたものであって、招致が実現した以上この目的は達成されたものと解し、保管義務は無くなっているものと解する。したがって、この意味でも公用文書ではない。

## (5年保存の交付条件に関する従来の県主張)

平成6年12月27日付被告発人側意見書

「・・・交付金交付に際し、会計帳簿等の証拠書類の5年間保存義務を課したが、これは交付金交付の時点ではオリンピック招致活動がいつ完了するのか予想し難いことから、便宜的に補助金の例に倣い、当面5年間の保存を招致委員会に求めたものである。」

## (3) 帳簿の保存義務

(2)のように、招致委員会に帳簿の保管義務はなく、誰が保管するのかわからないものは誰が処分しても法的に問題はない。

向井課長 談 (5/11 16:30 西村所長)

(体育局長、福田正計官折衝状況)

現時点では、建設者と同じように基本的な考え方を決めるに<sup>止</sup>どめたい。

。国(大蔵省)としては、本当ならやめてほしい(立候補)文部省も同様かと思う。

。国家的行事だと長野が強調するといは反感が強い。名古屋以上のものを求めれば、「勝手に名乗りも上げたいから勝手にやれ」となってしまう。

現に広島アジア大会は、国の援助なしでやっている。「だめなり止めなさい」と言うことだ。

。長野としても今数字を言わせるには困るという。言わせるならば、時期的に11月には向い合わない。

2. 今後のすまい方 (文部省)

。案文の作成に入るが、名古屋と全く同文にしたいかどうか。

。自治省対策をどうするが。——名古屋の例が、あとの心理解に与えるのでは。

長野県東京事務所

◎ 5/12 武藤課長を通じて大蔵の真意を聞くこととする。



前畑体育局長と大蔵省福田主計官との  
長野オリンピックについての打合せ内容

元. 5. 11

局長 ずいぶんつらい立場である。閣議了解をしてあげたいが、経費は別枠というわけでもないですから。

主計官 オリンピックをやめるとは言わない。上にも相談はしている。財政当局として、基本的な考え方を申し上げたい。



1. 長野が4都市の中から勝ち抜いてきた経緯からみても、また、オリンピックは都市が開催するということから、基本的には地元が開催主体である。
2. 現在財政再建期間中でもあり、財政再建に支障が生じないことが原則である。従って特別の負担は考えない。規模は必要最小限にする必要がある。個別にみると結構とはいえない。  
施設の規模は名古屋と比較しても相当多い。また、事業費も圧縮する必要がある。国立の施設はだめ、全て公立として、主要施設の1/2以内。
3. 施設の将来にわたる管理・運営については地元の責任と負担を主体として行われるものとする。
4. 大会運営費の国庫補助は行わない。放送権収入を固く見積もる必要がある。
5. 既定経費の合理化により賄うものとする。特別の措置はしない。お願いを申し上げたいのは、長野オリンピックが政治問題化しないようお願いしたい。

局長 主計官から説明があったことについては、長野に連絡をいたします。知事は中国に行かれたようですが、早い時期に返事をいたしたい。